

社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の当面の見直し案の概要

資料1-1

社会的養護に係る児童福祉施設最低基準について、新たな予算措置を伴わずに行える次のような当面の見直しを行う

1. 職員配置基準の見直し案

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設
① 措置費の一般分保護単価や加算分に含まれていながら、最低基準に明記されていない直接処遇職員を明記	<ul style="list-style-type: none"> 看護師・児童指導員・保育士の1歳児1.7:1 2歳児2:1 3歳以上児4:1による配置 定員10人以上20人以下の乳児院における保育士の1人加算 	<ul style="list-style-type: none"> 乳児を入所させる場合の看護師の配置(乳児1.7:1) 定員45人以下の施設における児童指導員又は保育士の1人加算 			<ul style="list-style-type: none"> 母子指導員の20世帯未満1人、20世帯以上2人の配置 少年指導員の20世帯未満1人、20世帯以上2人の配置 保育所に準ずる設備のある場合の保育士の配置30:1(最低1人)
② 措置費で加算対象となっており、配置実績も高い家庭支援専門員(ファミリーソーシャルワーカー)、個別対応職員を、最低基準で義務設置化 ※23年度中は経過措置を設ける	<ul style="list-style-type: none"> 家庭支援専門相談員の配置 個別対応職員の配置(定員20人以下を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭支援専門相談員の配置 個別対応職員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭支援専門相談員の配置 個別対応職員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭支援専門相談員の配置 個別対応職員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ※措置費で個別対応職員が加算対象となっているが、配置実績は約4割にとどまる
③ 措置費で加算対象となっている心理療法担当職員を、一定の条件の下で、最低基準で義務設置化	<ul style="list-style-type: none"> 心理療法担当職員の配置(心理療法が必要と認められる親子10人以上に心理療法を行う場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 心理療法担当職員の配置(心理療法が必要と認められる児童10人以上に心理療法を行う場合) 		<ul style="list-style-type: none"> 心理療法担当職員の配置(心理療法が必要と認められる児童10人以上に心理療法を行う場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 心理療法担当職員の配置(心理療法が必要と認められる母子10人以上に心理療法を行う場合)

2. 施設設備基準の見直し案

	児童養護施設、 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 自立援助ホーム の居室	乳児院 の寝室、養育専用室	母子生活支援施設 の母子室
<p>①居室面積の下限の引き上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の施設整備の実態を踏まえつつ、住生活基本法の最低居住面積水準を参考に、基準を見直す。 ・見直し後の基準は、今後新設、増築又は全面改築される居室に適用 	<p><u>1人3.3㎡以上</u> →<u>4.95㎡以上</u></p> <p>(ただし、児童養護施設における乳幼児のみの居室は1人3.3㎡以上)</p> <p>※ 最低居住面積水準における「就寝・学習等」の10歳以上(1人分)の面積を参考に、基準を設定。</p> <p>※ 児童養護施設における最近の施設整備(建築年度が平成16年度以降)においては、7歳以上の居室で4.95㎡未満が10%であるのに対し、0～6歳の居室で4.95㎡未満が47%であることから、未就学児のみの居室については3.3㎡とする。</p> <p>※ 施設整備費補助の居室面積は、児童養護施設9.0㎡</p>	<p><u>1人1.65㎡以上</u> →<u>2.47㎡以上</u></p> <p>※ 3～5歳児も入所できるため、最低居住面積水準における「就寝・学習等」の3～5歳(0.5人分)の面積を参考に、基準を設定。</p> <p>※ 施設整備費補助の寝室面積は、3.3㎡</p>	<p><u>1人3.3㎡以上</u> →<u>1室30㎡以上</u></p> <p>※ 母子室に台所が96%、浴室が53%、便所が79%設置されている実態(平成20年度施設整備実態調査)を踏まえ、また、母子2人・3人が全体の9割であることから、最低居住面積水準において母子2人・3人の場合(3～5歳児1人又は2人)のときの住戸専用面積が30㎡であることを参考に、基準を設定。</p> <p>※ 母子2人・3人が全体の9割であることから、母子室の中に調理設備、浴室及び便所が含まれることを明示。(母子室外における調理場、浴室及び便所の義務的設置は取り止める。)</p> <p>※ 施設整備費補助の母子室面積は、36.3㎡/世帯</p>

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設
<p>② 居室定員の上 限の引下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の施設整備の 実態を踏まえつつ、 基準を見直す。 ・見直し後の基準は、 今後新設、増設又 は全面改築される 居室に適用 		<p><u>15人以下</u> →<u>4人以下</u> (ただし、未就学児 のみの居室は1室6 人以下)</p> <p>※ 児童養護施設にお ける最近の施設整備 (建築年度が平成16 年度以降)において は、0～6歳の居室 で4人以下のものは 53%、6人以下のも のは81%であること を踏まえ、未就学児 のみの居室について は6人以下とする。</p>	<p><u>5人以下</u> →<u>4人以下</u></p>	<p><u>15人以下</u> →<u>4人以下</u></p>	
<p>③ 設備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談 員の配置等に伴い、 相談室の設置を追 加 	<p>相談室の設置を 追加</p>	<p>相談室の設置を追加</p>	<p>※相談室は現在 規定済み</p>	<p>相談室の設置を 追加</p>	<p>相談室の設置を 追加</p>

3. 施設の理念的規定の見直し案

○各施設の養育、生活指導等の理念的規定について、近年の運営理念に沿うよう、表現を見直す。

	改正案のイメージ	現行最低基準	(参考) 法律の規定
乳児院	<p>(養育)</p> <p>第二十三条 乳児院における養育は、<u>乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。</u></p> <p>2 養育の内容は、<u>乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。</u></p>	<p>(養育の内容)</p> <p>第二十三条 乳児院における養育は、<u>乳児の健全な発育を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。</u></p> <p>2 養育の内容は、<u>精神発達の観察及び指導、毎日定時に行う授乳、食事、おむつ交換、入浴、外気浴及び安静並びに定期的に行う身体測定のほか、第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。</u></p>	<p>第三十七条 乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>
母子生活支援施設	<p>(生活支援)</p> <p>第二十九条 母子生活支援施設における生活支援は、<u>母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。</u></p>	<p>(生活指導)</p> <p>第二十九条 母子生活支援施設における生活指導は、<u>個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。</u></p>	<p>第三十八条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>

	改正案のイメージ	現行最低基準	(参考) 法律の規定
児童養護施設	<p>(養護)</p> <p><u>第四十四条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習及び職業に関する指導並びに家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。</u></p> <p>(生活指導、学習及び職業に関する指導並びに家庭環境の調整)</p> <p><u>第四十五条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。</u></p> <p><u>2 児童養護施設における学習及び職業に関する指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習及び職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。</u></p> <p><u>3 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。</u></p>	<p>(生活指導及び家庭環境の調整)</p> <p><u>第四十四条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。</u></p> <p><u>2 児童養護施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。</u></p> <p>(職業指導)</p> <p><u>第四十五条 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、児童の自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じてこれを行わなければならない。</u></p> <p><u>2 職業指導は、営利を目的とせず、かつ、児童の福祉を損なうことのないようこれを行わなければならない。</u></p> <p><u>3 私人の設置する児童養護施設の長は、当該児童養護施設内において行う職業指導に付随する収入があつたときには、その収入を適切に処分しなければならない。</u></p> <p><u>4 児童養護施設の長は、必要に応じ当該児童養護施設外の事業場等に委託して児童の職業指導を行うことができる。ただし、この場合、児童が当該事業場から受け取る金銭の用途については、これを貯金させる等有効に使用するよう指導しなければならない。</u></p>	<p>第四十一条 児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。</p>

	改正案のイメージ	現行最低基準	(参考) 法律の規定
情緒障害児短期治療施設	<p>(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第七十六条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように<u>することを目的として行わなければならない。</u></p> <p>2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、<u>親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。</u></p>	<p>(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第七十六条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように行わなければならない。</p> <p>2 情緒障害児短期治療施設の長は、<u>前項の目的を達成するため、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。</u></p>	<p>第四十三条の五 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>
児童自立支援施設	<p>(生活指導、学習及び職業に関する指導、学科指導並びに家庭環境の調整)</p> <p>第八十四条 児童自立支援施設における生活指導並びに学習及び職業に関する指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。</p> <p>2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>3 生活指導、学習及び職業に関する指導並びに家庭環境の調整については、<u>第四十五条の規定を準用する。</u></p>	<p>(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第八十四条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的としなければならない。</p> <p>2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>3 生活指導、<u>職業指導及び家庭環境の調整については、第四十四条及び第四十五条の規定を準用する。</u></p>	<p>第四十四条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>

4. その他

①乳児院の規定中の表記の整理

- ・「乳児」→「乳幼児」

②母子生活支援施設の母子指導員の名称変更

- ・「母子指導員」→「母子支援員」

③母子生活支援施設の「授産場」の規定の削除（現在は、設置されていないため）

④母子生活支援施設の関係機関との連携規定の見直し

- ・「必要に応じ」に係らない連携先に、学校、児童相談所を規定
- ・「必要に応じ」に係る連携先に、児童家庭支援センター、婦人相談所を規定

⑤施設職員の任用資格における大学等の課程の記述に「社会福祉学」を明記

- ・児童養護施設の児童指導員
- ・児童自立支援施設の児童自立支援専門員

⑥児童自立支援施設の長の資格要件の緩和

- ・「児童福祉事業に従事した期間」に、本庁児童担当課等の職員期間が含まれることを明確化